

# 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 7 月 30 日

株式会社ヤマダホールディングス

2021年7月30日

群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社ヤマダホールディングス  
代表取締役社長兼COO 三嶋 恒夫

### 株式交換に係る事前開示事項

株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダホールディングス」といいます。）は、株式会社大塚家具（以下「大塚家具」といいます。）との間で締結した2021年6月9日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、大塚家具を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

#### 記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2をご参照ください。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

別紙3をご参照ください。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

- ・最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4をご参照ください。

・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙5をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙6をご参照ください。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

別紙7をご参照ください。

**【株式交換契約の内容】**

次ページ以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

株式会社ヤマダホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社大塚家具（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2021年6月9日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 商号：株式会社ヤマダホールディングス

住所：群馬県高崎市栄町1番1号

乙 商号：株式会社大塚家具

住所：東京都江東区有明三丁目6番11号

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第8条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.58を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.58株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

## 第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①及び②の第1欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、その保有する乙の当該各新株予約権に代わり、その保有する乙の当該各新株予約権の数の合計数に1を乗じて得た数の以下の

表の①及び②の第2欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社大塚家具 第1回新株予約権	別紙1記載	株式会社ヤマダホールディングス 第1回新株予約権	別紙2記載
②	株式会社大塚家具 第2回新株予約権	別紙3記載	株式会社ヤマダホールディングス 第2回新株予約権	別紙4記載

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①及び②の第1欄に掲げる乙の各新株予約権1個につき、前項の表の①及び②の第2欄に掲げる甲の新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

#### 第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第6条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

### **第9条（会社財産の管理）**

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

### **第10条（本契約の解除）**

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### **第11条（本契約の効力）**

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第7条第1項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第7条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

### **第12条（裁判管轄）**

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### **第13条（誠実協議）**

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

(以下余白)

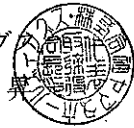
以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年6月9日

甲： 群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社ヤマダホールディングス

代表取締役会長兼CEO 山田 真



乙： 東京都江東区有明三丁目6番11号

株式会社大塚家具

代表取締役会長兼社長 三嶋 恒夫





別紙1 株式会社大塚家具第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社大塚家具第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金46,000円（以下「出資金額」という。）をその時点において有効な行使価額（第4項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

3. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に規定する出資金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初金437円とする。ただし、行使価額は第5項に定めるところに従い調整される。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他

の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、第2回新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
2019年3月11日から2022年3月3日（以下「最終日」という。）の東京における銀行営業時間終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が東京における銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
7. 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
10. 新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第6項に定める行使期間中に第12項に定める

行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第13項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第12項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

11. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

12. 行使請求受付場所

株式会社大塚家具 経理部

13. 新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 本店営業部

株式会社三菱UFJ信託銀行 本店営業部

14. 新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法による場合、ファクシミリ送信又は email 送信によるときは、受信が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

15. 各新株予約権の払込金額

350 円

16. 新株予約権の割当日及び払込期日

2019 年 3 月 4 日

17. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

以 上

別紙2 株式会社ヤマダホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社ヤマダホールディングス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金46,000円（以下「出資金額」という。）をその時点において有効な行使価額（第4項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

3. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に規定する出資金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初金437/0.58円とする。ただし、行使価額は第5項に定めるところに従い調整される。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他

の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1

円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2021年9月1日から2022年3月3日（以下「最終日」という。）の東京における銀行営業時間終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が東京における銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第6項に定める行使期間中に当社の指定する行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社の指定する払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、当社の指定する行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

11. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

12. 新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法による場合、ファクシミリ送信又は email 送信によるときは、受信が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

13. 各新株予約権の払込金額

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

14. 新株予約権の割当日

2021年9月1日

15. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

以 上



別紙3 株式会社大塚家具第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社大塚家具第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金46,000円（以下「出資金額」という。）をその時点において有効な行使価額（第4項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

3. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に規定する出資金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初金437円とする。ただし、行使価額は第5項に定めるところに従い調整される。

5. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他

の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1

円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
    - ② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
    - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
  - (5) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
6. 新株予約権を行使することができる期間  
2019年4月2日から2024年3月3日（以下「最終日」という。）の東京における銀行営業時間終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が東京における銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
  7. 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  9. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
  10. 新株予約権の行使の方法
    - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第6項に定める行使期間中に第12項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第13項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第12項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
11. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
12. 行使請求受付場所  
株式会社大塚家具 経理部
13. 新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 本店営業部  
株式会社三菱UFJ信託銀行 本店営業部
14. 新株予約権者に対する通知方法  
本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法による場合、ファクシミリ送信又は email 送信によるときは、受信が確認された時点、また、その他の方法によるときは、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。
15. 各新株予約権の払込金額  
260 円
16. 新株予約権の割当日及び払込期日  
2019 年 4 月 1 日
17. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い  
本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

以 上

別紙4 株式会社ヤマダホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社ヤマダホールディングス第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、金46,000円（以下「出資金額」という。）をその時点において有効な行使価額（第4項第(2)号に定義する。）で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該本新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする（ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

3. 新株予約権証券

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第2項に規定する出資金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初金437/0.58円とする。ただし、行使価額は第5項に定めるところに従い調整される。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 次号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合

（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他

の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

- ③ 行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1

円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

② 前①の他、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 前各号の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2021年9月1日から2024年3月3日（以下「最終日」という。）の東京における銀行営業時間終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が東京における銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第6項に定める行使期間中に当社の指定する行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社の指定する払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、当社の指定する行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

11. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

12. 新株予約権者に対する通知方法

本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法による場合、ファクシミリ送信又は email 送信による場合は、受信が確認された時点、また、その他の方法による場合は、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。

13. 各新株予約権の払込金額

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

14. 新株予約権の割当日

2021年9月1日

15. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

以 上





1911年

## 【会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項】

## 1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

## (1) 本株式交換に係る割当ての内容

	ヤマダホールディングス (株式交換完全親会社)	大塚家具 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する株式数	ヤマダホールディングスの普通株式:16,174,022 株 (予定)	

## (注 1) 株式の割当比率

大塚家具の普通株式（以下「大塚家具株式」といいます。）1 株に対して、ヤマダホールディングスの普通株式（以下「ヤマダホールディングス株式」といいます。）0.58 株を割当交付いたします。ただし、ヤマダホールディングスが保有する大塚家具株式（2021 年 6 月 9 日現在 30,000,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

## (注 2) 本株式交換により交付するヤマダホールディングス株式の数

ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダホールディングスが、大塚家具の発行済株式（ただし、ヤマダホールディングスが保有する大塚家具株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における大塚家具の株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、ヤマダホールディングスを除きます。）に対して、その保有する大塚家具株式に代わり、本株式交換比率に基づいて算出した数のヤマダホールディングス株式を割当交付いたします。ヤマダホールディングスは、本株式交換により交付する株式として、ヤマダホールディングスが保有する自己株式（2021 年 3 月 31 日現在 146,871,443 株）を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、大塚家具は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される大塚家具の取締役会の決議により、基準時において大塚家具が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により大塚家具が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付するヤマダホールディングス株式の数については、大塚家具が 2019 年 3 月 4 日に発行している第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）及び 2019 年 4 月 1 日に発行している第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）の行使、大塚家具による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

## (注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングスの単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる大塚家具の株主の皆様におかれましては、ヤマダホールディングス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。

## ① 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びヤマダホールディングスの定款の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数のヤマダホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングス株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる大塚家具の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のヤマダホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ヤマダホールディングス及び大塚家具は、本株式交換に用いられる上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ヤマダホールディングスは、野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、大塚家具は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

ヤマダホールディングスは、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から 2021 年 6 月 9 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ヤマダホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、大塚家具は、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから 2021 年 6 月 8 日付で受領した株式交換比率に関する算定書（以下「株式交換比率算定報告書」といいます。）、リーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主であるヤマダホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、大塚家具の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向及び将来の見通し、並びに株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、ヤマダホールディングス及び大塚家具は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021 年 6 月 9 日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結い

たしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 算定機関の名称及び両社との関係

ヤマダホールディングスの第三者算定機関である野村証券及び大塚家具の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、いずれも、ヤマダホールディングス及び大塚家具からは独立した算定機関であり、ヤマダホールディングス及び大塚家具の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### ② 算定の概要

野村証券は、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2021年6月8日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における算定基準日の株価終値、2021年6月2日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2021年5月10日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年3月9日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2020年12月9日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

また、野村証券は、大塚家具については、大塚家具株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所における大塚家具株式の算定基準日の株価終値、2021年6月2日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2021年5月10日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年3月9日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2020年12月9日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法におけるヤマダホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の大塚家具の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の結果
市場株価平均法	0.44～0.59
DCF法	0.26～0.64

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大塚家具の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、ヤマダホールディングスの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討及び確認されたことを前提としております。野村証券の算定は、2021年6月8日までに野村証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村証券の算定は、ヤマダホールディングスの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村証券がDCF法による算定の前提とした大塚家具の利益計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年4月期において、新型

コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の影響を受けて落ち込んでいた来店客数の回復に加え、富裕層を中心とした既存顧客に対する営業施策の強化に伴う売上増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年4月期及び2025年4月期において、新規出店に伴う売上高の増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングス株式が東京証券取引所市場第一部に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法（2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値）を採用して算定を行いました。

大塚家具については、大塚家具株式が東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法では、2021年6月8日を算定基準日として、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法では、大塚家具について、同社が作成した2022年4月期から2026年4月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算定しております。割引率は7.0%~9.0%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率は-1.0%~1.0%を採用しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした大塚家具の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年4月期において、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の影響を受けて落ち込んでいた来店客数の回復に加え、富裕層を中心とした既存顧客に対する営業施策の強化に伴う売上増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年4月期及び2025年4月期において、新規出店に伴う売上高の増加により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法におけるヤマダホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の大塚家具の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.432~0.589
DCF法	0.388~0.669

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した大塚家具の財務予測に関する情報については、大塚家具の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツ フ

ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率の算定は、2021年6月8日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

(4) 公正性を担保するための措置

ヤマダホールディングスは、既然大塚家具株式 30,000,000 株（2021年4月30日現在、発行済株式総数（58,356,300 株）から自己株式数（470,054 株）を減じた株式数に占める割合にして 51.83%）を保有する同社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ヤマダホールディングスは、第三者算定機関である野村證券を選定し、2021年6月9日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(3)「算定に関する事項」をご参照ください。

一方、大塚家具は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選定し、2021年6月8日付で、株式交換比率算定報告書を取得いたしました。株式交換比率算定報告書の概要については、上記(3)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ヤマダホールディングス及び大塚家具は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ヤマダホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、ヤマダホールディングス及び大塚家具から独立しており、ヤマダホールディングス及び大塚家具との間に重要な利害関係を有しません。

一方、大塚家具は、リーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、北浜法律事務所は、ヤマダホールディングス及び大塚家具から独立しており、ヤマダホールディングス及び大塚家具との間に重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

ヤマダホールディングスは、既然大塚家具株式 30,000,000 株（2021年4月30日現在、発行済株式総数（58,356,300 株）から自己株式数（470,054 株）を減じた株式数に占める割合にして 51.83%）を保有する同社の親会社であることから、大塚家具は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① 大塚家具における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

大塚家具は、2021年3月11日、本株式交換に係る大塚家具の意思決定に慎重を期し、また、大塚家具取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが大塚家具の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、ヤマダホールディングスと利害関係を有しておらず、大塚家具の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている阿南剛氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所）並びに大塚家具の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている黒田克司氏（公認会計士、監査法人日本橋事務所）及び江藤真理子氏（弁護士、TMI 綜合法律事務所）の3名により構成される

本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が大塚家具の企業価値の向上に資するかを含む）、(ii) 本株式交換の条件（株式交換比率を含む）の妥当性、(iii) 本株式交換に至る交渉過程等の手続の公正性、(iv) 本株式交換が大塚家具の少数株主にとって不利益でないか（以下（i）乃至（iv）を総称して「本諮問事項」といいます。）、について諮問いたしました。

本特別委員会は、2021年3月11日から2021年6月8日までに、会合を合計12回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、大塚家具が選任した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー及びリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、大塚家具からは、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる大塚家具の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、ヤマダホールディングスに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ヤマダホールディングスから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、大塚家具のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換に係る大塚家具の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ヤマダホールディングスに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、大塚家具は、株式会社AGS コンサルティング及びAGS 税理士法人（以下、総称して「AGS」といいます。）に対してヤマダホールディングスに対する財務・税務デュー・ディリジェンス（本特別委員会にてAGSがヤマダホールディングス及び大塚家具との間に重要な利害関係を有しないことを確認しております。）の実施を依頼し、本特別委員会は、AGSから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、大塚家具の第三者算定機関のデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ヤマダホールディングスと大塚家具との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、ヤマダホールディングスから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、大塚家具に意見する等して、ヤマダホールディングスとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、大塚家具の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2021年6月8日付で、大塚家具の取締役会に対して提出しております。

## ② 大塚家具における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2021年6月9日開催の大塚家具の取締役会においては、大塚家具の取締役8名のうち、三嶋恒夫氏及び村澤庄司氏はヤマダホールディングスの取締役を、名取暁弘氏はヤマダホールディングスのセグメント事業統括本部インテリア家具事業部長を、それぞれ兼務しており、また、清野大輔氏はヤマダホールディングスからの出向者であるため、利益相反を回避する観点から、三嶋恒夫氏、村澤庄司氏、名取暁弘氏及び清野大輔氏を除く他の4名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、三嶋恒夫氏、村澤庄司氏、名取暁弘氏及び清野大輔氏は、大塚家具の立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加していません。

また、上記の取締役会においては、大塚家具の監査役3名の全員が出席し、その全員が本株

式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加するヤマダホールディングスの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、ヤマダホールディングスの財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情に鑑み、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

- |         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| ① 資本金   | 0 円                               |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従いヤマダホールディングスが別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0 円                               |



## 【会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性の事項】

ヤマダホールディングスは、大塚家具が発行している第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権について、本株式交換契約に基づき、基準時における当該新株予約権の新株予約権者に対して、以下の表に記載のとおり、ヤマダホールディングスの新株予約権を交付いたします。交付するヤマダホールディングスの新株予約権の条件については、大塚家具の第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権それぞれの行使価額（新株予約権の行使により交付する普通株式の数を算定するにあたり用いられる普通株式 1 株当たりの価額をいいます。以下同じです。）を本株式交換比率である 0.58 で除して得られる価額が、交付するヤマダホールディングスの新株予約権の行使価額となり、また、当該各新株予約権それぞれ 1 個につき目的となる大塚家具株式又はヤマダホールディングス株式は、金 46,000 円を当該行使価額で除して得られる最大整数（ただし、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）です。

他方、大塚家具が 2019 年 12 月 30 日に発行している第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）についても、2021 年 6 月 9 日現在残存しておりますが、ヤマダホールディングスはその全てを保有しているため、その新株予約権者であるヤマダホールディングスに対してヤマダホールディングスの新株予約権の交付を行わない予定です。

かかる定めについては、行使可能な大塚家具の新株予約権を有する新株予約権者に対して、当該新株予約権と実質的に同内容かつ同数のヤマダホールディングスの新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

なお、大塚家具は、新株予約権付社債を発行しておりません。

大塚家具が発行している新株予約権				ヤマダホールディングスが発行する新株予約権			
	数 (総数)	目的となる 株式数 (注 1)	行使価額 (注 2)		数 (総数)	目的となる 株式数 (注 3)	行使価額 (注 2) (注 4)
第 1 回新株予約権	65,000 個	6,825,000 株	437 円	第 1 回新株予約権	65,000 個	3,965,000 株	753 円
第 2 回新株予約権	18,000 個	1,890,000 株	437 円	第 2 回新株予約権	18,000 個	1,098,000 株	753 円

(注 1) 新株予約権の目的となる株式の種類は、大塚家具株式であり、上記表中では、新株予約権 1 個につき目的となる大塚家具株式 105 株に新株予約権の数（総数）を乗じて得られる株式数を記載しております。ただし、新株予約権者が新株予約権複数個の行使を同時に行った場合に交付される大塚家具株式の数は、当該新株予約権者による行使に係る当該新株予約権の数に金 46,000 円を乗じて得られる金額を行使価額で除して得られる最大整数となります（ただし、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）。

(注 2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の行使により交付する普通株式の数を算定するにあたり用いられる普通株式 1 株当たりの価額を記載しています。

(注 3) 新株予約権の目的となる株式の種類は、ヤマダホールディングス株式であり、上記表中では、新株予約権 1 個につき目的となるヤマダホールディングス株式 61 株に新株予約権の数（総数）を乗じて得られる株式数を記載しております。ただし、新株予約権者が新株予約権複数個の行使を同時に行った場合に交付されるヤマダホールディングス株式の数は、当該新株予約権者による行使に係る当該新株予約権の数に金 46,000 円を乗じて得られる金額を行使価額で除して得られる最大整数となります（ただし、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。）。

(注 4) ヤマダホールディングスが発行する新株予約権の行使価額は、大塚家具が発行している

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使価額を本株式交換比率である 0.58 で除して得られる価額です（上記表中では、少数点以下を切り捨てて記載しております）。

**【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】**

次ページ以降をご参照ください。

# 事業報告

(自 2020年 5月 1日)  
(至 2021年 4月 30日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(2020年5月1日から2021年4月30日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いているものの、持ち直しの動きも見られました。

このような環境の中で、当社は「上質な暮らし」を提供することを変わらぬ使命に、高級品・中級品を主軸とした世界中の優れた商品をリーズナブルな価格で、インテリアのコンサルティングサービスをはじめとした充実したサービスとともに提供するビジネスモデルを継続しながら、早期の業績回復に向けて以下の事業構造改革に取り組んでいます。

#### [新執行体制発足]

2020年12月1日付で代表取締役会長兼社長の三嶋恒夫を筆頭とした新執行体制へ移行しました。経営管理本部・営業本部・商品流通本部における取締役専務執行役員の配置と大型店舗の責任者3名を含む6名の新執行役員の選任により、業務執行と責任の明確化を図り、業績回復を加速してまいります。

#### [株式会社ヤマダホールディングスとの連携]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、ヤマダホールディングスグループでの当社家具の販売や当社店舗での家電の販売、法人部門との協業等に取り組み、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図っています。

株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売については、当事業年度末時点で113店舗に拡大しており、当社からヤマダホールディングスグループへ76名(株式会社ヤマダデンキへ62名、株式会社ヤマダホールディングスへ14名)が出向し、家具・家電販売のノウハウの相互の習得、人材育成等に努めています。

当社店舗での家電の販売については、2020年2月より当社直営店舗において開始した家電の取扱いを8店舗に拡大しました。9月にオープンした寝室特化型専門店「Bedroom

Gallery GINZA]においても上質なライフスタイルを求めお客様に家電を含めた快適な寝室空間を提案しています。今後も家具と家電、リフォームの総合提案による相乗効果で売上拡大を図ってまいります。

法人部門では、株式会社ヤマダデンキとの協業による法人案件の獲得のほか、ヤマダホールディングスグループの株式会社ヤマダホームズとの顧客の相互紹介に取り組み、2021年2月からは株式会社ヒノキヤグループとの販売提携を開始しています。

#### [オムニチャネル化への取り組み]

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャネルの融合・関係により、売上・利益の最大化を図っています。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行う等、Eコマース事業の強化に注力しています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から在宅やサテライト勤務等の新たな働き方が定着する中、特に在宅勤務を充実させる商品を主として売上高は大幅に伸長しました。また、場所にとらわれず気軽にインテリアのコンサルティングサービスをご利用いただけるリモートインテリア相談では、電話だけでなくコミュニケーションアプリLINE、Web会議ツールZoom等を利用することにより、店舗での対面接客と同様にお客様の多様なご相談・ご要望にお応えし、快適な住まいづくりについてのご提案を行っています。

これらの取り組みは、店舗での接客、販売の代替としてだけでなく、店舗への集客やお客様との接点を増やすという観点からも注力しています。

#### [BtoB事業への取り組み]

法人需要の取り込みにつきましては、ホテルや企業のオフィスの内装・家具を請け負うコントラクト事業及び住宅事業者をはじめとする企業様との販売提携に継続して取り組んでいます。

法人営業部や各店舗での取り組みのほか、日本国内での独占販売権を有するイタリアのラグジュアリーブランドの専門店 [Poltrona Frau Tokyo Aoyama]、[Poltrona Frau Osaka]、ドイツを代表するハイクオリティブランドの専門店 [ROLF BENZ TOKYO] を展開しており、これらのブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動をさらに強化してまいります。

[在庫水準の適正化及び物流費用の低減と業務効率の改善の取り組み]

2020年6月の「アウトレット&リワース横浜」のオープンに続き、株式会社ヤマダデンキの新宿エリア内の店舗効率化のために閉店した旧LABI新宿東口館にて、当社の家具・インテリアを特別価格にてご提供する大規模催事を10月より期間限定で開催(2021年3月21日終了)、11月には株式会社ヤマダデンキのLABI名古屋へのアウトレット品の供給を開始しました。販売終了品や閉店・減床店舗、既存店舗の店頭展示品等を販売していくことで売上に寄与するとともに、在庫水準の適正化、物流に係る費用の低減と業務効率の改善、及び他店舗の展示商品の入れ替えの活性化による収益力の強化を図っています。

また、同目的で長期滞留在庫について処分すること及び一部たな卸資産の保有目的の変更を決定し、第3四半期においてたな卸資産評価損5億83百万円を計上しております。

店頭展示品等の販売による在庫削減と並行し、新規ブランド・商品の導入を進めており、今後も店舗展示の魅力を一層高めてまいります。

[その他の取り組み]

経営資源を集約させることで経営の効率化を図ることを目的とし、当社の完全子会社であるインテリア株式会社及びレントリア株式会社を吸収合併することを12月に決議し、2021年2月1日付で吸収合併しております。

以上に取り組み、当事業年度の売上高は前年同期間(2019年5月1日～2020年4月30日)比で24億75百万円の増収(9.8%増)の277億99百万円となりました。主な内訳は、店舗が257億44百万円、コントラクトが19億99百万円であります。増収の主な要因は、株式会社ヤマダホールディングスとの連携による家具や家電販売の増収が39億14百万円、コントラクト事業の増収が5億16百万円です。一方で、閉店(2020年5月銀座本店等)による減収が24億85百万円でありました。同期間の営業状況としては、緊急事態宣言が解除された5月後半より入店件数及び受注は回復し、既存店売上高の前年同月比は5月に22.1%減と底打ちし、6月は2.7%減、以後は前年に消費増税前の駆け込み需要のあった9月を除き前年同月比2桁増に転じました。最需要期である4月においても緊急事態宣言下となったものの、同状況下にあった前年程の入店件数の落ち込みは見られず、今年に入って以降も既存店売上高は継続して前年の水準を大きく上回りました。また、家電取扱店における家電売上構成比は6月に家電の販売を本格始動して以降、10%を超えて推移し、家具と家電のトータル提案が定着しつつあります。巣ごもり需要等の追い風もあり、家電売上高は28億74百万円となりました。

売上総利益は、前期に計上したたな卸資産評価損対象商品の販売による繰入益等により改善し、140億7百万円となりました。販売費及び一般管理費は、店舗再編による賃借料の低減等により160億80百万円となり、営業損失は20億73百万円(前年同期間比38億54百万円の改善)、経常損失は22億56百万円(同37億99百万円の改善)、当期純損失は23億71百万円(同36億37百万円の改善)となりました。

## 部門別商品別売上高

区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %	区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家 具	収 納 家 具	174	0.6	-	家 具	電 気 ・ 住 器	3,942	14.2	-
	和 家 具	40	0.1	-		単 品	356	1.3	-
	応 接	5,599	20.1	-		リトグラフ・絵画	35	0.1	-
	リビングボード	1,389	5.0	-		そ の 他	1,325	4.8	-
	学 習 ・ 事 務	1,934	7.0	-		家 具 売 上 高 計	27,785	99.9	-
	ダ イ ニ ン グ	4,563	16.4	-	不 動 産 賃 貸 収 入	13	0.1	-	
	ジュータン・カーテン	1,915	6.9	-	合 計	27,799	100.0	-	
	寝 具	6,509	23.4	-					

(注) 前事業年度は決算期変更に伴い2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月決算となるため、前期比増減は記載していません。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1億28百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

### (3) 資金調達の状況

今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく、手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)と2020年6月に20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、完全子会社であるリンテリア株式会社及びレンタリア株式会社を2021年2月1日付で吸収合併し、両社の権利義務を承継いたしました。

### (7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。



## (8) 対処すべき課題

当社は創業以来、「上質な暮らし」を提供することを変わらぬ使命に、高級品・中級品を主軸とした世界中の優れた商品を、中間マージンを省いたリーズナブルな価格で、インテリアのコンサルティングサービスをはじめとした充実したサービスとともに提供することに注力しております。

この基本方針の下、顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティングサービス等を支える「人材育成」、収益力改善のための「効率化」に不断に取り組むとともに、当社の事業と関連の深い住宅市場の縮小、少子高齢化、インターネットの普及と進化、新型コロナウイルス感染症影響の長期化等、経営環境とそれに伴う消費者行動の変化を事業拡大や業績回復への機会として捉え、売上高及び売上総利益の最大化とともに販売費及び一般管理費の最小化を実現することにより、早期に黒字化を図り、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

### ① 売上拡大(売場・事業領域の拡大)

[株式会社ヤマダホールディングスとの連携強化・加速]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売や当社店舗での家電の取扱いに加え、法人部門との協業による法人案件の獲得や、グループ企業間での販売提携に取り組む、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図ってまいります。

[オムニチャンネル化への取り組み強化]

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャンネルの融合・関係により、売上・利益の最大化を図ってまいります。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行い、リアル店舗への集客を強化するとともに、Eコマース事業の強化に取り組めます。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスを活かしたりリモートインテリア相談の開始等により、リアル店舗とインターネットの垣根を超えたサービスを提供し、お客様の利便性を高めてまいります。

[BtoB事業の強化]

個人顧客の需要のみならず、高齢化を背景に需要が増す高齢者住宅をはじめ、ホテルや

企業のオフィス等の法人需要の取り込みや、ヤマダホールディングスグループ企業をはじめとする住宅事業者等の企業との販売提携にも継続して注力してまいります。また、日本国内での独占販売権を有するラグジュアリーブランド等のブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動を強化してまいります。

[費用の低減と業務効率改善の取り組み]

当事業年度までに注力してきた店舗再編による賃借料の低減や、在庫水準の適正化等による物流費用の低減、株式会社ヤマダホールディングスのグループシナジーを活かした費用削減、業務効率の改善に引き続き取り組み、利益及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

これらの施策により、業績回復に努めてまいります。

② 安定的な財務基盤の確立

当社は2019年3月に第三者割当による新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を実施し、2019年4月には第2回新株予約権の発行を行いました。また、2019年12月には株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)を割当先として第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を行いました。

2021年6月には、今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダホールディングスと20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。

今後も、調達資金の有効な活用を行い、早期の営業利益黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

## (9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第47期 (2017年12月期)	第48期 (2018年12月期)	第49期 (2020年4月期)	第50期(当期) (2021年4月期)
売 上 高 (百万円)	41,079	37,388	34,855	27,799
経 常 損 失 (△) (百万円)	△5,144	△5,313	△7,754	△2,256
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△7,259	△3,240	△7,718	△2,371
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△410.62	△172.15	△225.04	△40.97
総 資 産 (百万円)	29,169	20,927	18,587	16,079
純 資 産 (百万円)	17,648	12,729	11,788	9,416

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
2. 第47期、第48期、第49期につきましては、1株当たり当期純損失(△)を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。なお、第50期につきましては、「株式付与E S O P信託」が終了したことに伴い、自己株式104,400株を消却しております。
3. 第49期につきましては、事業年度の変更に伴い、2019年1月1日から2020年4月30日までの16カ月間となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社に関する事項

当社の親会社は株式会社ヤマダホールディングス(旧 株式会社ヤマダ電機)で、同社は当社の株式を30,000千株(持株比率51.40%)保有しております。

なお、同社は2019年12月30日に実施いたしました第三者割当増資により、当社の親会社に該当することとなりました。

また、当社と株式会社ヤマダホールディングスは、それぞれ2021年6月9日開催の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、株式会社ヤマダホールディングスにおいては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2021年7月29日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約のご承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

本株式交換の効力発生日(2021年9月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、2021年8月30日付で上場廃止(最終売買日は2021年8月27日)となる予定です。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、株式会社ヤマダホールディングスとの間で商品の仕入取引を行っております。

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的に行われている取引条件と同等の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、取引の必要性、条件の公平性及び適正性を多面的に判断しており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ウ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成しておりません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

**(11) 主要な事業内容**

家具小売(応接家具、寝具、ダイニング等)

## (12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地	T E L
本 社	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4321(代)
有明本社ショールーム	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 5555(代)
サポートファクトリー	北海道札幌市中央区北二条東四丁目	011 (200) 4321(代)
南 船 橋 店	千葉県船橋市浜町二丁目2番7号	047 (420) 4321(代)
新宿ショールーム	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 4321(代)
Bedroom Gallery GINZA	東京都中央区銀座七丁目8番9号	03 (3573) 4321(代)
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番5号	045 (650) 4321(代)
アウトレット&リワース横浜	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 4321(代)
名古屋栄ショールーム	愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番27号	052 (951) 4321(代)
神戸ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	078 (360) 4321(代)
大阪南港ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
アウトレット&リワース 大阪南港	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
なんばパークス	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	06 (6633) 4321(代)
福岡ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号	092 (281) 4321(代)
法人営業部	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (6265) 3222(代)
Poltrona Frau Tokyo Aoyama	東京都港区南青山五丁目2番13号	03 (3400) 4321(代)
Poltrona Frau Osaka	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6201) 4321(代)
ROLF BENZ TOKYO	東京都港区南青山六丁目4番6号	03 (6419) 4321(代)
横浜サービスセンター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 1234(代)
名古屋サービスセンター	愛知県名古屋市中川区広川町三丁目1番地9	052 (354) 4321(代)
大阪港サービスセンター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目6番15号	06 (6572) 1011(代)
九州サービスセンター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目3番1号	092 (963) 5711(代)

- (注) 1. Poltrona Frau Osakaを2020年5月15日をもちまして開設いたしました。  
2. 銀座本店を2020年5月31日をもちまして閉鎖いたしました。  
3. アウトレット&リワース横浜を2020年6月10日をもちまして開設いたしました。  
4. Bedroom Gallery GINZAを2020年9月25日をもちまして開設いたしました。  
5. 東日本法人コントラクト営業部を2021年4月1日をもちまして東京都江東区に移転し、名称を法人営業部に変更いたしました。  
6. 西日本法人コントラクト営業部を2021年4月1日をもちまして閉鎖いたしました。

### (13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	623名	△40名	43.5歳	16.8年
女性	327	△18	37.8	13.3
合計又は平均	950	△58	41.6	15.7

- (注) 1. 執行役員は、従業員数に含まれておりません。  
2. 他社からの出向者は、従業員数に含まれております。  
3. 他社への出向者は、従業員数に含まれておりません。

### (14) 主要な借入先

今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく、手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)と2020年6月に20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。なお、事業年度末日における同社からの借入額はありません。

### (15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

#### ① 継続企業の前提に関する注記

当社は、2016年12月期より継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当事業年度におきましても営業損失20億73百万円を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナスとなりました。

これらにより、当社には継続企業の前提に関する疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりますが、2021年4月単月は営業黒字を達成し、足元の状況は回復傾向にあります。

当社は、当該状況を解消すべく以下のとおり対応してまいります。

#### ア. 売上・利益改善策

コスト圧縮につきましては、店舗規模の適正化等、前事業年度までに一定程度終了しておりますが、経済環境の変化に鑑み引き続き取り組んでまいります。売上の構造改革につきましては、当社の事業と関連の深い住宅市場の縮小、少子高齢化、インターネットの普及と進化、新型コロナウイルス感染症影響の長期化等、経営環境とそれに伴う消費者行動の変化に対応すべく以下に取り組み、業績回復に努めてまいります。

#### [新執行体制発足]

2020年12月1日付で代表取締役会長兼社長の三嶋恒夫を筆頭とした新執行体制へ移行しました。経営管理本部・営業本部・商品流通本部における取締役専務執行役員の配置と大型店舗の責任者3名を含む6名の新執行役員の選任により、業務執行と責任の明

確化を図り、業績回復を加速してまいります。

[株式会社ヤマダホールディングスとの連携強化・加速]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売や当社店舗での家電の取扱いに加え、法人部門との協業による法人案件の獲得や、グループ企業間での販売提携に取り組み、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図ってまいります。

[オムニチャネル化への取り組み強化]

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャネルの融合・関係により、売上・利益の最大化を図ってまいります。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行い、リアル店舗への集客を強化するとともに、Eコマース事業の強化に取り組みます。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスを活かしたリモートインテリア相談の開始等により、リアル店舗とインターネットの垣根を超えたサービスを提供し、お客様の利便性を高めてまいります。

[BtoB事業の強化]

個人顧客の需要のみならず、高齢化を背景に需要が増す高齢者住宅をはじめ、ホテルや企業のオフィス等の法人需要の取り込みや、ヤマダホールディングスグループ企業をはじめとする住宅事業者等の企業との販売提携にも継続して注力してまいります。

また、日本国内での独占販売権を有するラグジュアリーブランド等のブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動を強化してまいります。

[費用の低減と業務効率改善の取り組み]

当事業年度までに注力してきた店舗再編による賃借料の低減や、在庫水準の適正化等による物流費用の低減、株式会社ヤマダホールディングスのグループシナジーを活かした費用削減、業務効率の改善に引き続き取り組み、利益及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

これらの施策により、業績回復に努めてまいります。

#### イ. 安定的な財務基盤の確立

当社は2019年3月に第三者割当による新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を実施し、2019年4月には第2回新株予約権の発行を行いました。また、2019年12月には株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)を割当先として第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を行いました。

2021年6月には、今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダホールディングスと20億円の借入極度基本契約を締結し、借入を実行しております。

今後も、調達資金の有効な活用を行い、早期の営業利益黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

これらの対応策は実施途上にあることから、現時点においては、継続企業の前提に関する不確実性が認められますが、払拭には至っておりません。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

#### ② 重要な後発事象に関する注記

上記「(10)重要な親会社及び子会社の状況」「①親会社に関する事項」に記載のとおり、当社と株式会社ヤマダホールディングスは、それぞれ2021年6月9日開催の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本株式交換は、株式会社ヤマダホールディングスにおいては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2021年7月29日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約のご承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

本株式交換の効力発生日(2021年9月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、2021年8月30日付で上場廃止(最終売買日は2021年8月27日)となる予定です。

#### ③ 事業年度末日後における資金調達

2021年6月に株式会社ヤマダホールディングスと極度額を20億円とする借入極度基本



契約を締結、借入を実行しております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 77,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 57,886,246株 (自己株式470,054株を除く。)
- (3) 株主数 19,806名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヤ マ ダ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	30,000 千株	51.83 %
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	1,290	2.23
株 式 会 社 SBI 証 券	574	0.99
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	497	0.86
大 塚 春 雄	453	0.78
株 式 会 社 き き よ う 企 画	430	0.74
山 田 雄 太	411	0.71
池 田 浩 明	394	0.68
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	313	0.54
大 塚 家 具 従 業 員 持 株 会	259	0.45

(注) 持株比率は、自己株式470,054株を除外して算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年4月30日現在)

#### その他新株予約権等に関する重要な事項

第1回新株予約権(2019年3月4日発行)	
決議年月日	2019年2月15日
新株予約権の数(個) ※	65,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,825,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個につき46,000
新株予約権の行使期間 ※	2019年3月11日~2022年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 437 (注)2 資本組入額 218.5
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、105株であります。

2 2019年12月12日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行に伴い、行使価格を調整いたしました。

第2回新株予約権(2019年4月1日発行)	
決議年月日	2019年2月15日
新株予約権の数(個) ※	18,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,890,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個につき46,000
新株予約権の行使期間 ※	2019年4月2日～2024年3月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 437 (注)2 資本組入額 218.5
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、105株であります。

2 2019年12月12日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式の発行に伴い、行使価格を調整いたしました。

第3回新株予約権(2019年12月30日発行)	
決議年月日	2019年12月12日
新株予約権の数(個) ※	90,000 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,000,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個につき24,300
新株予約権の行使期間 ※	2019年12月30日～2022年12月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 243 資本組入額 121.5
新株予約権の行使の条件 ※	—
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年4月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	三 嶋 恒 夫	株式会社ヤマダホールディングス代表取締役社長兼COO
取 締 役	上 野 一 郎	専務執行役員営業本部長
取 締 役	佐 野 春 生	専務執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 秋田木工株式会社取締役
取 締 役	狛 裕 樹	専務執行役員商品流通本部長
取 締 役	清 野 大 輔	営業副本部長
取 締 役	村 澤 庄 司	株式会社ヤマダホールディングス取締役兼執行役員事業統轄本部管掌
取 締 役	名 取 暁 弘	株式会社ヤマダホールディングス事業統轄本部インテリア家具事業部長
取 締 役	阿 南 剛	潮見坂綜合法律事務所パートナー
常 勤 監 査 役	藤 野 欽 靖	
監 査 役	黒 田 克 司	ユニデンホールディングス株式会社社外監査役 生命保険契約者保護機構監事 株式会社東京証券取引所社外監査役 一般社団法人Baker Tilly Japan 理事長 監査法人日本橋事務所名誉理事長 学校法人中央大学監事 株式会社東京商品取引所社外監査役 学校法人聖路加国際大学監事
監 査 役	江 藤 真 理 子	TMI総合法律事務所パートナー スターゼン株式会社社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

就任

2020年7月30日付

取締役

三嶋 恒夫

取締役

清野 大輔

取締役

村澤 庄司

取締役

名取 暁弘

取締役

阿南 剛

退任

2020年7月30日付

取締役 陳 海波  
取締役 田中 満雄  
取締役 佐々木新一

2020年12月1日付

代表取締役社長 大塚久美子

代表取締役社長大塚久美子氏は、辞任による退任であります。

2. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

2020年9月14日付

氏名	(新)	(旧)
佐野 春生	取締役専務執行役員流通本部長	取締役専務執行役員流通本部長 兼海外営業部管掌
2020年12月1日付		
氏名	(新)	(旧)
三嶋 恒夫	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長
上野 一郎	取締役専務執行役員営業本部長 兼外商部長	取締役専務執行役員営業商品本部長 兼外商部長
佐野 春生	取締役専務執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長	取締役専務執行役員流通本部長
粕 裕樹	取締役専務執行役員商品流通本部長	取締役執行役員経営管理本部長 兼経営企画部長
清野 大輔	取締役営業副本部長	取締役営業商品副本部長
2021年1月1日付		
氏名	(新)	(旧)
上野 一郎	取締役専務執行役員営業本部長	取締役専務執行役員営業本部長 兼外商部長
2021年3月1日付		
氏名	(新)	(旧)
上野 一郎	取締役専務執行役員営業本部長 兼法人本部管掌	取締役専務執行役員営業本部長
2021年4月1日付		
氏名	(新)	(旧)
上野 一郎	取締役専務執行役員営業本部長	取締役専務執行役員営業本部長 兼法人本部管掌

3. 取締役阿南剛氏は社外取締役であります。なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
4. 監査役黒田克司氏及び江藤真理子氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
5. 取締役阿南剛氏、監査役黒田克司氏及び江藤真理子氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査役黒田克司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役江藤真理子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は執行役員制を導入しております。2021年6月24日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の6名を加え9名で構成しております。

執	行	役	員	喜	多	卓	則	総務部長
執	行	役	員	横	山	英	雄	法人営業部長
執	行	役	員	栗	原	真	由子	商品部長
執	行	役	員	小	澤	和	彦	新宿ショールーム店長
執	行	役	員	渡	辺	暢	之	有明本社ショールーム店長
執	行	役	員	犬	塚		理	大阪南港ショールーム店長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されます。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者自身の直接の行為により身体障害・財物損壊があったことに起因する場合等は填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、2021年2月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督を行うという職責を勘案し、固定報酬としての基本報酬のみとする。

##### 2. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。)の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬を現金にて支給するものとし、その額は、役位、職責等を勘案して決定するものとする。

当社の取締役(原則として、常勤取締役に限る。)の役員退職慰労金は、在任中の功労や会社業績等を踏まえ、株主総会に付議することがあり、その場合において、株主総会の決議が得られた場合に、役員退任後に現金にて支給するものとし、その額は、当社の役員退職慰労金規程に基づき、在任年数及び平均月額報酬額を基準とした上で、在任中の功労や会社業績等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### 3. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の業績連動報酬等は、当社の各事業年度の経常利益を指標とし、各事業年度の経常利益が一定の水準を上回る場合、賞与として、当該事業年度終了後に一括して現金にて支給することがある。当該業績連動報酬等の額は、役位、職

責、業績指標の目標値の達成度等を勘案して決定するものとする(なお、業績連動報酬等の総額は、支給日の前事業年度の経常利益の1%以内の金額とする。)

4. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬等は、ストックオプションとし、当社の業績等を踏まえ、付与することがある。付与する場合の額又は数は、役位、職責等を勘案して決定するものとする。また、ストックオプションの支給時期については、会社業績又は株価を考慮して、取締役会が決定するものとする。

5. 基本報酬の額、役員退職慰労金の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の種類別の報酬等の額の割合については、当社の業績等を踏まえ、前記基本方針に相応しい構成及び割合とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に際し、当社の代表取締役及び独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会に取締役の報酬等に関する方針及び各取締役の報酬案を諮問することとし、取締役会は、指名報酬諮問委員会の答申を尊重するものとする。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときにおける、当該委任を受ける者等についての方針

当社の取締役の個人別の報酬等のうち、賞与については、取締役会で決定した取締役の賞与の総額の範囲内における各取締役への賞与の配分の決定権限を当社の代表取締役社長に委任するものとする。代表取締役社長のかかる決定権限が適切に行使されるようにするための措置として、当社は、代表取締役及び独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名報酬諮問委員会に各取締役の賞与の額の案を諮問することとし、代表取締役社長は、各取締役の賞与について、指名報酬諮問委員会の答申を尊重するものとする。



- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の報酬等の内容については、指名報酬諮問委員会に諮問し、指名報酬諮問委員会から取締役会に答申がなされた上で、2020年9月10日開催の取締役会において当該答申を尊重して決定しており、2021年2月11日開催の取締役会において決議した決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の賞与を含めた業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、当社の経営状況や業績を踏まえ支給しておりません。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (4名)	25,870千円 (9,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23,600千円 (12,000千円)
合 計	11名	49,470千円

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。上記支給人員には、2020年7月30日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び2020年12月1日に退任した取締役1名の支給額が含まれております。また、無報酬の社内取締役が4名在籍しております。
2. 当事業年度における役員退職慰労引当金は業績を勘案し繰入を中断しております。上記の報酬等の総額には含まれておりません。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として48,526千円を支給しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において年額1億4,000万円以内(うち社外取締役分は、年額3,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は3名)です。また、かかる金銭報酬の限度額とは別枠にて、ストックオプションに関する取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において年額6,000万円以内と決議しております。
5. 監査役の報酬限度額は、2019年3月31日開催の第48回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)であり、監査役の報酬については監査役の協議において決定しております。
6. 当事業年度においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておらず、これらは上記の報酬等の総額には含まれておりません。

## (5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	阿 南 剛	就任後開催の取締役会全12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験からの確かな発言を適宜行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長を務めております。
監 査 役	黒 田 克 司	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な役員経験から発言を適宜行っております。
監 査 役	江 藤 真理子	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的知識と豊富な企業法務の経験から発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任開花監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額   | 35,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 37,727千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しております。株式会社ヤマダホールディングスの連結決算に係る監査に準拠した監査手続き等を実施するためのものであります。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。当事業年度末日時点における「業務の適正を確保するための体制」の内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会(以下CR委員会)において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
- ③ 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。
- ④ 当社は、役員指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
- ⑥ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報並びにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。

- ② CR委員会は、会社が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、CR委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告又は決裁を仰ぎ迅速に対応する。CR委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- ③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- ④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は原則として毎月一回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- ③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

#### **(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社ならびに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。
- ③ 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じてCR委員会に報告するものとし、CR委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- ④ 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- ② 監査役が職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。
- ③ 監査役が職務を補助する役職員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- ① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接又はリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- ② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- ③ 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

**(8) 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

- ① 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

**(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

**(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

**(11) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

**(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- ② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

**(13) 反社会的勢力を排除するための体制**

- ① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもたず、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。
- ② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

### **(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

#### **(1) コンプライアンスに関する取り組み**

全役職員に企業行動基準小冊子及び内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守を徹底しております。

#### **(2) リスク管理体制**

リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関するレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。報告されたリスク情報は、CR委員会において迅速に対処し、適切に措置しております。

#### **(3) 財務報告に係る内部統制**

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を年2回実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証するとともに、その結果については、CR委員会の審議を経て、取締役会に報告しております。

## **7. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本とした上で、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

しかしながら、事業の抜本的な立て直しを急務としていること及び5期連続の当期純損失となったことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。



# 貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>12,340,195</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,746,647</b>
現金及び預金	2,295,239	支払手形	21,825
受取手形	2,913	買掛金	1,612,121
売掛金	1,620,316	未払費用	438,066
商品	7,600,913	未払法人税等	863,574
前渡金	125,505	前受金	99,994
前払費用	530,985	前払引当金	1,979,766
その他	164,352	前払引当金	245,320
貸倒引当金	△30	前払引当金	110,848
		前払引当金	289,337
		前払引当金	85,791
<b>固定資産</b>	<b>3,739,767</b>	<b>固定負債</b>	<b>917,011</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>133,223</b>	受入保証金	37,000
建物	6,535	繰延税金負債	87
工具、器具及び備品	4,219	役員退職慰労引当金	500,726
土地	122,467	資産除却債務	379,196
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,606,544</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,663,658</b>
関係会社株式	77,000	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	4,301	株主資本	9,386,264
差入保証金	3,311,741	資本金	4,581,299
その他	213,500	資本剰余金	7,191,769
<b>資産合計</b>	<b>16,079,962</b>	資本準備金	7,191,769
		利益剰余金	△1,817,221
		利益準備金	270,000
		その他利益剰余金	△2,087,221
		別途積立金	11,420,000
		繰越利益剰余金	△13,507,221
		自己株式	△569,584
		新株予約権	30,040
		<b>純資産合計</b>	<b>9,416,304</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,079,962</b>

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

# 損益計算書

(自 2020年 5月 1日)  
(至 2021年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,799,036
売上原価	13,791,746
販売費及び一般管理費	14,007,289
営業外収益	16,080,541
営業外費用	2,073,252
受取利息及び配当金	59
仕入割引	147
受取保険金	1,220
未払配当金	1,232
その他	15,387
営業外費用	12,502
支払貸借の利息費用	1,939
賃借料	68,946
その他	129,142
特別利益	13,325
特別損失	213,354
固定資産売却益	18,572
ゴルフ会員権売却益	5,150
助成金	86,266
特別損失	109,988
関係会社債権放棄による損失	7,038
臨時休業	20,654
減損	164,504
税引前当期純損失	192,196
法人税、住民税及び事業税	2,338,265
法人税等調整額	33,545
当期純損失	△32
	33,512
	2,371,777

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2020年 5月 1日  
至 2021年 4月 30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
2020年5月1日 残高	4,581,299	7,191,769	-	7,191,769
事業年度中の変動額				
当期純損失	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△178,419	△178,419
資本剰余金から利益剰余金への変換	-	-	178,419	178,419
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2021年4月30日 残高	4,581,299	7,191,769	-	7,191,769

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		別途積立金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
2020年5月1日 残高	270,000	11,420,000	△10,957,024	732,975	△748,003	11,758,041
事業年度中の変動額						
当期純損失	-	-	△2,371,777	△2,371,777	-	△2,371,777
自己株式の消却	-	-	-	-	178,419	-
資本剰余金から利益剰余金への変換	-	-	△178,419	△178,419	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△2,550,197	△2,550,197	178,419	△2,371,777
2021年4月30日 残高	270,000	11,420,000	△13,507,221	△1,817,221	△569,584	9,386,264

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
2020年5月1日 残高	30,040	11,788,081
事業年度中の変動額		
当期純損失	-	△2,371,777
自己株式の消却	-	-
資本剰余金から利益剰余金への変換	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△2,371,777
2021年4月30日 残高	30,040	9,416,304

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

# 個別注記表

## 継続企業の前提に関する注記

当社は、2016年12月期より継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当事業年度におきましても営業損失20億73百万円を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナスとなりました。

これらにより当社には継続企業の前提に関する疑義を生じさせる事象または状況が存在しておりますが、2021年4月度単月は営業黒字を達成し、足元の状況は回復傾向にあります。

当社は、当該状況を解消すべく以下のとおり対応してまいります。

### (1) 売上・利益改善策

コスト圧縮につきましては、店舗規模の適正化等、前事業年度までに一定程度終了しておりますが、経済環境の変化に鑑み引き続き取り組んでまいります。売上の構造改革につきましては、当社の事業と関連の深い住宅市場の縮小、少子高齢化、インターネットの普及と進化、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等、経営環境とそれに伴う消費者行動の変化に対応すべく、以下に取り組み、業績の回復に努めてまいります。

#### [新執行体制発足]

2020年12月1日付で代表取締役会長兼社長の三嶋恒夫を筆頭とした新執行体制へ移行しました。経営管理本部・営業本部・商品流通本部における取締役専務執行役員の配置と大型店舗の責任者3名を含む6名の新執行役員の選任により、業務執行と責任の明確化を図り、業績回復を加速してまいります。

#### [株式会社ヤマダホールディングスとの連携による領域拡大の取り組み]

2019年2月の業務提携の基本合意と、その一層の深化を目的とした同年12月の資本提携契約の締結により、株式会社ヤマダデンキでの当社家具の販売や当社店舗での家電の取扱いに加え、法人部門との協業による法人案件の獲得や、グループ企業間での販売提携に取り組み、家具・インテリアと家電を合わせた「暮らしまるごと」提案の一層の向上を図ってまいります。

#### [バーチャルへの領域拡大の取り組み]

インターネットの普及・進化によりリアル店舗の意義が変化する中、「店舗」「Eコマース」「外商」の3つの販売チャネルの融合・関係により、売上・利益の最大化を図ってまいります。

インターネットでの情報収集を起点とした購買行動が一般化する中、ユーザビリティ向上を目的としたホームページ及びEコマースサイトの継続的な改修を行い、リアル店舗への集客を強化するとともに、Eコマース事業の強化に取り組みます。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスを活かしたリモートインテリア相談の開始等により、リアル店舗とインターネットの垣根を超えたサービスを提供し、お客様の利便性を高めてまいります。

#### [BtoBへの領域拡大の取り組み]

個人顧客の需要のみならず、高齢化を背景に需要が増す高齢者住宅をはじめ、ホテルや企業のオフィス等の法人需要の取り込みや、ヤマダホールディングスグループ企業をはじめとする住宅事業者等の企業との販売提携にも継続して注力してまいります。また、日本国内での独占販売権を有するラグジュアリーブランド等のブランド力を活かし、設計事務所等への営業活動を強化してまいります。

#### [費用の低減と業務効率改善の取り組み]

当事業年度までに注力してきた店舗再編による賃借料の低減や、在庫水準の適正化等による物流費用の低減、株式会社ヤマダホールディングスのグループシナジーを活かした費用削減、業務効率の改善に引き続き取り組み、利益及びキャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

こうした施策により、業績の回復に努めてまいります。

## (2)安定的な財務基盤の確立

当社は2019年3月に第三者割当による新株式の発行及び第1回新株予約権の発行を実施し、2019年4月には第2回新株予約権の発行を行いました。また、2019年12月には株式会社ヤマダ電機(現 株式会社ヤマダホールディングス)を割当先として第三者割当による新株式及び第3回新株予約権の発行を行いました。

2021年6月には、今般の新型コロナウイルス感染症による影響に鑑み、経営の安定化を図るべく手元流動性を厚く保持することを目的として、株式会社ヤマダホールディングスと20億円の借入極度基本契約を締結、実行しております。

今後も、調達資金の有効な活用を行い、早期の営業利益黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

これらの対応策は実施途上にあることから、現時点においては、継続企業の前提に関する不確実性が認められますが、払拭には至っておりません。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～39年

工具、器具及び備品 2年～17年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度末までに負担すべき額を計上しております。

- (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - (4) 販売促進引当金 顧客に発行した家具購入商品券(サービス券)の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
  - (5) ポイント引当金 顧客に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社従業員への福利厚生を目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下、「本信託」という。)を導入していましたが、2021年3月の信託期間満了に伴い当事業年度末をもって終了しました。当事業年度末における貸借対照表への計上額はありません。

### 1. 取引の概要

当社は、2015年11月11日開催の取締役会決議に基づき、本信託を2015年11月27日より導入しております。本信託は、あらかじめ定める株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の資格や会社業績等に応じた当社株式を、退職時に従業員に交付します。本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

### 2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上していましたが、本信託の期間満了に伴い当該自己株式の帳簿価額178,419千円、株式数104,400株を消却しております。

## 表示方法の変更

(会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用)

会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「業務受託料」(前事業年度1,363千円)は、損益計算書の開示の明瞭性を高める観点から当事業年度より区分掲記しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

たな卸資産の評価

(1)当事業年度の貸借対照表に計上した金額

商品 7,600,913千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、たな卸資産の評価基準について、主に取得から一定の期間を超える場合には原則として収益性の低下が認められると判断し、一定の率に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としております。

在庫水準の適正化等により収益力の強化を図ってまいります。市場のニーズや販売戦略等の変化を要因として保有するたな卸資産が過剰となった場合には、商品評価損の対象とすべきたな卸資産が増加することで、翌期の財務諸表において、たな卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 会計方針の変更等

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、建物を除く有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社の親会社である株式会社ヤマダホールディングスとの償却方法の統一の観点から、株式会社ヤマダホールディングスの連結子会社となったことを契機として当社の保有する有形固定資産の使用状況を詳細に調査した結果、資産の経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると予測されたため、より実態に即した定額法へ変更したものであります。これによる損益への影響は軽微であります。

## 会計上の見積りの変更

当社は従来、たな卸資産の評価基準について、主に取得から一定の期間を超える場合には原則として一定の率に基づき定期的に帳簿価額を切り下げた価額をもって貸借対照表価額としております。株式会社ヤマダホールディングスの連結子会社となったことに伴い、会計基準統一化の観点から親会社の分析評価手法を参考に評価基準を見直し、帳簿価額切り下げ率について変更しましたが、1年を経て販売状況等の実態を踏まえ、当該分析評価手法を更に精緻化し、より適切に財政状態及び経営成績に反映させるため、帳簿価額切り下げ率について一部変更をしております。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が209,992千円減少し、営業損失、経常損失、税引前当期純損失がそれぞれ209,992千円減少しております。



## 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

L/C取引を利用するために担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金 100,000千円

このほか、投資その他の資産を以下のとおり法務局に供託しております。

資金決済法に基づく前払式支払手段発行保証金 79,151千円

輸入貨物に係る関税・消費税の納期延長のための供託金 100,000千円

(2) 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額の合計額 2,089,037千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 462,272千円

短期金銭債務 378,957千円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売上高 904,565千円

仕入高 2,261,217千円

販売費及び一般管理費 492,514千円

営業外収益 4,367千円

営業外費用 1,643千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数 (株)	当 事 業 年 度 増加株式数 (株)	当 事 業 年 度 減少株式数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	58,460,700	-	104,400	58,356,300
合 計	58,460,700	-	104,400	58,356,300
自己株式				
普通株式 (注) 2	574,454	-	104,400	470,054
合 計	574,454	-	104,400	470,054

#### (注) 1. (変動事由の概要)

発行済株式及び自己株式の減少104,400株は「株式付与E S O P信託」が終了したことに伴う消却によるものであります。

#### 2. 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当事業年度期首 104,400株 当事業年度期末 ー株

2. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	6,825,000	-	-	6,825,000	22,750
第2回新株予約権	普通株式	1,890,000	-	-	1,890,000	4,680
第3回新株予約権	普通株式	9,000,000	-	-	9,000,000	2,610
合計		17,715,000	-	-	17,715,000	30,040

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)2	7,629,066千円
未払事業税	20,346千円
ポイント引当金	88,595千円
未払事業所税	24,785千円
たな卸資産評価損	332,419千円
一括償却資産償却超過額	13,871千円
ゴルフ会員権等評価損	17,267千円
土地建物等減損損失	329,788千円
役員退職慰労引当金	153,322千円
資産除去債務	116,110千円
その他	191,308千円
繰延税金資産小計	8,916,881千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△7,629,066千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,287,815千円
評価性引当額小計(注)1	△8,916,881千円
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△87千円
繰延税金負債合計	△87千円
繰延税金負債純額	△87千円

(注)1. 評価性引当額が714,459千円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を1,504,012千円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2021年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	7,629,066	7,629,066
評価性引当額	-	-	-	-	-	△7,629,066	△7,629,066
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度におきましては、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金に関する資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、店舗設置等に伴う差入保証金は、顧客及び差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。また、当社の関係会社に対して短期貸付を行っております。

営業債務である買掛金及び支払手形は、ほとんどが3カ月以内の支払期日であり、また短期借入金については1年以内の支払期日であるため、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成する方法などにより管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）をご参照ください。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,295,239	2,295,239	-
(2) 受取手形	2,913	2,913	-
(3) 売掛金	1,620,316	1,620,316	-
(4) 短期貸付金	50,000	50,000	-
(5) 差入保証金	3,310,832	3,293,265	△17,567
資産計	7,279,302	7,261,734	△17,567
(1) 支払手形	21,825	21,825	-
(2) 買掛金	1,612,121	1,612,121	-
負債計	1,633,946	1,633,946	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金 (4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿

価額によっております。

(5) 差入保証金

これらの時価について、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する差入先の信用リスクを加味した利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形 (2) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式(※1)	77,000

(※1) 上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	2,278,750	-	-	-
受取手形	2,913	-	-	-
売掛金	1,620,316	-	-	-
短期貸付金	50,000			
差入保証金	387,481	2,895,872	27,478	-
合計	4,339,462	2,895,872	27,478	-

### 賃貸等不動産に関する注記

当社は、秋田県その他の地域において、賃貸用の土地、建物及び遊休不動産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する損益は8,736千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は13,386千円(特別損失に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
142,609	△13,892	128,716	159,683

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
 2. 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却(506千円)、減損損失(13,386千円)であります。  
 3. 時価の算定方法  
 主として、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

### 関連当事者との取引に関する注記

#### 1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
親会社	株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市	71,077,534	グループ経営戦略の企画・立案及びグループ会社の経営管理・監督、グループ共通業務等	(被所有)直接51.8%	資本・業務提携	商品の仕入(注)2	2,131,602	買掛金	321,736
							商品の販売(注)2	835,632	売掛金	232,757
							資金の借入(注)3	312,328	短期借入金	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 市場価格を勘案して双方協議の上、契約等に基づき決定しております。  
 3. 反復取引が行なわれており、取引金額には期中平均残高を記載しており、期末残高はございません。

## 2. 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員 の 近親者	大塚 勝久	—	—	元当社代表取締役会長	—	土地の賃貸	土地の賃貸 (注)1	1,080	受入保証金	37,000

- (注) 1. 土地の賃貸(2000年6月30日から)については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。また、5年毎に改定を検討する事としております。  
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	162.15円
1株当たり当期純損失	40.97円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は95,819株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は一株であります。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失(千円)	2,371,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	2,371,777
普通株式の期中平均株式数(株)	57,886,246

### 重要な後発事象に関する注記

当社と当社上場親会社である株式会社ヤマダホールディングス(以下「ヤマダホールディングス」といいます。)は、2021年6月9日開催の両社の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、ヤマダホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、2021年7月29日に開催予定の当社の定時株主総会における承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行う予定であります。

本株式交換の効力発生日(2021年9月1日予定)に先立ち、当社の普通株式は、2021年8月30日付で上場廃止(最終売買日は2021年8月27日)となる予定であります。

なお、詳細につきましては、2021年6月9日公表の「株式会社ヤマダホールディングスによる株式会社大塚家具の完全子会社化に関する株式交換契約締結(簡易株式交換)のお知らせ」をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

株式会社 大塚家具  
取締役会 御中

有限責任開花監査法人

東京都新宿区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福留 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚家具の2020年5月1日から2021年4月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において継続的に営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、引き続き、当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している状況であること等から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。



計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社と上場親会社である株式会社ヤマダホールディングスは、2021年6月9日開催の両社の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結した。なお、本株式交換は、株式会社ヤマダホールディングスにおいては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、会社においては、2021年7月29日に開催予定の会社の定時株主総会における承認を受けた上で、2021年9月1日を効力発生日として行う予定である。本株式交換の効力発生日(2021年9月1日予定)に先立ち、会社の普通株式は、2021年8月30日付で上場廃止(最終売買日は2021年8月27日)となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤2021年6月9日に締結した親会社との株式交換契約(2021年9月1日効力発生予定)は、今後の会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えることが予想されますので、会社の業績改善策及び財務基盤の安定化に向けた取り組みの進展と併せて十分に検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任開花監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月23日

株式会社大塚家具 監査役会

監査役（常勤監査役）	藤 野 欽 靖	㊟
監査役（社外監査役）	黒 田 克 司	㊟
監査役（社外監査役）	江 藤 真理子	㊟

以 上

【株式交換完全子会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 株式交換契約の締結

大塚家具は、2021年6月9日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、大塚家具を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

2. 自己株式の消却

大塚家具は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される大塚家具の取締役会の決議により、基準時において大塚家具が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により大塚家具が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

【株式交換完全親会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象】

1. 株式交換契約の締結

ヤマダホールディングスは、2021年6月9日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、大塚家具を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1に記載のとおりです。

2. 子会社の吸収合併

ヤマダホールディングスは、2021年1月18日付の取締役会において、2021年7月1日付でヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社ヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、ヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社ベスト電器、株式会社黒川デンキ、株式会社九州テックランド、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社、株式会社 Project White 及び非連結子会社である加藤商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、2021年7月1日付で吸収合併の効力が発生しました。

【本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項】

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。